



資料2-1

第202300088801号  
令和5年6月28日

鳥取海区漁業調整委員会  
会長 板倉 高司 様

鳥取県農林水産部水産振興局  
局長 鈴木 由香利  
(公印省略)

新規の許可等に係る知事許可漁業の制限措置の内容及び申請期間  
並びに許可の有効期間の短縮について（諮問）

鳥取県漁業調整規則（令和2年鳥取県規則第54号）第12条第1項の規定  
により公示する知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間を別紙のと  
おり定めることについて、同条第3項の規定に基づき諮問します。

また、同規則第16条第2項の規定に基づき、許可の有効期間を別紙のと  
おり短縮して定めることについて、併せて諮問します。

担当  
漁業調整担当 有田  
電話：0857-26-7339  
ファクシミリ：0857-26-8131

(公示案1：県内の者)

鳥取県漁業調整規則(令和2年鳥取県規則第54号。以下「規則」という。)第12条第1項の規定に基づき、漁業法(昭和24年法律第267号)第57条第1項の農林水産省例で定める漁業及び規則第5条第1項に規定する漁業の許可又は起業の認可に係る制限措置の内容及び申請すべき期間を次のように定める。

1 制限措置の内容

(1) 小型機船底びき網漁業

漁業種類	操業区域	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
かいけた網漁業	西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線以東の鳥取県沖合	定めなし	定めなし	1月1日から12月31日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 鳥取県知事の登録を受けた漁船の使用者 3 西伯郡阿弥陀川以東の鳥取県内に漁業根拠地を有するもの	2

(2) まき刺網漁業

漁業種類	操業区域	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
1 そうまきはまち 狩刺網漁業	鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。)	定めなし	定めなし	1月1日から12月31日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主	3

					3 西伯郡阿弥陀川以東の鳥取県内に漁業根拠地を有する者	
	西伯郡甲川河口中央から正北の線以西の鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。)	定めなし	定めなし	1月1日から12月31日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 鳥取県知事の登録を受けた漁船の使用者 3 西伯郡阿弥陀川以西の鳥取県内に漁業根拠地を有する者	4

(4) 地びき網漁業

漁業種類	操業区域	推進機関の馬力数	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数

	<p>点サ 基点から 65 度 30 分 (真方位) 808 メートルの点</p> <p>点シ 基点から 70 度 40 分 (真方位) 790 メートルの点</p> <p>点ス 基点から 85 度 30 分 (真方位) 828 メートルの点</p> <p>点セ 基点から 82 度 20 分 (真方位) 1,005 メートルの点</p> <p>点ソ 基点から 81 度 30 分 (真方位) 1,052 メートルの点</p> <p>点タ 基点から 94 度 00 分 (真方位) 1,173 メートルの点</p> <p>点チ 基点から 94 度 10 分 (真方位) 1,171 メートルの点</p> <p>点ツ 基点から 102 度 30 分 (真方位) 1,304 メートルの点</p>				
	<p>【淀江漁港】 淀江漁港内防波堤(東)南西端と淀江漁港内防波堤北西端を結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域</p>	定めなし	1 月 1 日 から 12 月 31 日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 淀江漁港における素潜り漁業に関する協定に参加している者	1

(6) なまこ漁業

漁業種類	操業区域	推進機関の馬力数	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数
なまこ漁業	<p>【鳥取港】 基点と点アから点ツまでを順次結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域</p> <p>基点 鳥ヶ島灯台の中心点</p> <p>点ア 基点から 319 度 20 分 (真方位) 57 メートルの点</p> <p>点イ 基点から 307 度 30 分 (真方位) 70 メートルの点</p> <p>点ウ 基点から 341 度 00 分 (真方位)</p>	定めなし	1 月 1 日 から 12 月 31 日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有す	1

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和5年7月6日から同月20日まで

3 許可の有効期間

(1) 小型機船底びき網漁業(かいけた網漁業)

許可日から令和8年12月31日まで

(2) まき刺網漁業(1そうまきはまち狩刺網漁業)

許可日から令和10年3月31日まで

(3) 固定式刺網漁業

1) 一重網漁業

許可日から令和8年3月31日まで

2) 三重網漁業

許可日から令和5年10月31日まで

(4) 地びき網漁業(地びき網漁業)

許可日から令和10年2月11日まで

(5) あわび漁業(あわび漁業)

許可日から令和5年11月30日まで

(6) なまこ漁業(なまこ漁業)

許可日から令和5年11月30日まで

4 この公示に係る許可又は起業の認可には、条件を付けることがある。

(公示案2：島根県知事から同種漁業許可を受けた者)

鳥取県漁業調整規則(令和2年鳥取県規則第54号。以下「規則」という。)第12条第1項の規定に基づき、規則第5条第1項に規定する漁業の許可又は起業の認可に係る制限措置の内容及び申請すべき期間を次のように定める。

1 制限措置の内容

機船船びき網漁業

漁業種類	操業区域	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
あみえび機船船びき網漁業	鳥取県沖合。ただし、中海海域に限る。	3トン未満	定めなし	6月1日から翌年3月31日まで	島根県知事から同種漁業許可を受けた者	1

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年 月 日から同年 月 日まで  
(島根県との調整が整った日から7日間)

3 許可の有効期間

許可日から令和 年 月 日(島根県の同種漁業許可の有効期間満了日)まで

4 この公示に係る許可又は起業の認可には、条件を付けることがある。

## 新規の許可等に係る知事許可漁業の制限措置等及び許可の有効期間の短縮について

令和 5 年 7 月 5 日  
鳥取県漁業調整課

## 1 概要

知事は、漁業の許可又は起業の認可をする際には、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数等の制限措置の内容及び申請期間を公示しなければならない。公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、鳥取海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

また、知事は、許可の有効期間について、漁業調整のため必要な限度において、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、規定の期間より短い期間を定めることができる。

## 2 公示内容の概要について

## (1) 許可等をすべき船舶等の数

漁業の種類	漁業種類	許可予定の数	備考
小型機船底びき網漁業	かいけた網（西伯郡阿弥陀川以東の者）	2	新規着業
まき刺網漁業	1 そうまきはまち狩刺網漁業	3	〃
機船船びき網漁業	あみえび機船船びき網漁業	1	島根県知事から同種漁業許可を受けた者
固定式刺網漁業	一重網（中海及び境水道を除く。）	7	新規着業
	三重網（東部地区）	1	〃
	〃（西部地区（中海及び境水道を除く。））	4	〃
地びき網漁業	地びき網漁業（浦富地先）	1	〃
あわび漁業	あわび漁業（賀露地先）	1	〃
	〃（淀江地先）	1	〃
なまこ漁業	なまこ漁業（賀露地先）	1	〃
	〃（淀江地先）	1	〃

## (2) 申請期間

## 1) 島根県知事から同種漁業許可を得た者

島根県との調整が整った日から 7 日間

※中海及び境水道における漁業の 2 枚許可の取扱いに係る島根県との申し合わせによる。

## 2) 1) 以外の者

令和 5 年 7 月 6 日から同月 20 日まで

※新規就業者からの要望もあり、早期の着業を希望されている。1 か月以上の申請期間を定めて公示することで、当該漁業の操業の時期を失し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められるため、短縮する。

- (16) 潜水器漁業 海面において潜水器（簡易潜水器を含む。）により行う漁業
- (17) あわび漁業 海面においてあわびをとることを目的とする漁業（第12号に掲げる固定式刺網漁業及び前号に掲げる潜水器漁業を除く。）
- (18) なまこ漁業 海面においてなまこをとることを目的とする漁業（小型機船底びき網漁業及び第16号に掲げる潜水器漁業を除く。）
- 2 前項の許可は、法57条第1項の農林水産省令で定める漁業又は前項第1号から第12号までに掲げる漁業にあっては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、同項第13号から第18号までに掲げる漁業にあっては当該漁業ごとに受けなければならない。

（新規の許可又は起業の認可）

第12条 知事は、許可（第8条第1項及び第15条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）又は起業の認可（第15条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

- (1) 漁業種類（知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したものをいう。以下同じ。）
  - (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数
  - (3) 推進機関の馬力数
  - (4) 操業区域
  - (5) 漁業時期
  - (6) 漁業を営む者の資格
- 2 前項の申請すべき期間は、1月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに知事が定める期間とする。ただし、1月以上の申請期間を定めて前項の規定による公示をすれば当該漁業の操業の時機を失し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる事情があるときは、この限りではない。
- 3 知事は、第1項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、鳥取海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならない。
- 4～9 略

（許可の有効期間）

- 第16条 許可の有効期間は、次の各号に掲げる漁業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。ただし、前条第1項（第1号に係る部分を除く。）の規定によって許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。
- (1) 法57条第1項の農林水産省令で定める漁業並びに第5条第1項第1号から第3号まで、第6号、第10号及び第12号から第15号までに掲げる漁業 5年
  - (2) 第5条第1項第4号、第5号、第7号から第9号まで及び第11号に掲げる漁業 3年
  - (3) 第5条第1項第16号から第18号までに掲げる漁業 1年
- 2 知事は、漁業調整のため必要な限度において、鳥取海区漁業調整委員会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができる。